商人資本の蓄積過程
――近江商人矢尾喜兵衛家の場合――

末永國紀

目次

はじめに
第一章　店卸勘定帳の記載
第二章　蓄積過程
　第一節　純資産の推移
　第二節　各営業部門の推移
むすび

はじめに

近江国蒲生郡日野出身の近江商人矢尾喜兵衛家の創業年は、初代喜兵衛が奉公先の矢野新右衛門家から別家を認められた寛延二（一七四九）年である。喜兵衛は、武蔵国秩父郡大宮郷に酒造業と万小売業を開店した。以来、二五〇年を経て、現在は株式会社形態の矢尾本店と矢尾百貨店として存続している。(1)

日野出身の近江商人は、酒造業を経営することが多い。近代になって編纂された『近江蒲生郡志』・『近江神崎郡志稿』・『近江愛知郡志』という、近江商人の三大淵叢地の郡志の資料をもとにして、この三郡の酒造業関係の出店比率をみると、蒲生郡日野の割合がもっとも多く、四〇％を超えている。(2) その意味では、矢尾家は典型的な日野出身の近江商人といえる。同家は乗合商いという合資形態の店を、関東地方に判明しているだけでも通算一六店展開したが、出店のなかの本店ともいえる地位にあったのは、秩父大宮郷の屋号を桝屋（史料では升屋とも書かれているが、ここでは枡屋に統一した）利兵衛と称する創業店であった。以後の叙述ではこの桝屋利兵衛店を秩父本店と称することにする。

本稿の目的は、この秩父本店の創業から、株式会社に改組される明治四三（一九一〇）年までの一六一年間の蓄積を、純資産の蓄積過程として明らかにすることである。

第一章　店卸勘定帳の記載

矢尾家の純資産の動向を記録した帳面は、次の四冊である。寛延三年八月起筆の「店卸帳」、安永二（一七七三）年正月「店卸帳」、天保六（一八三五）年正月「店卸帳」、明治三三（一九〇〇）年「大福帳」。(3) これらの帳簿は、本店から日野中在寺の本宅に送られた「店卸惣勘定目録」をもとにして記帳されている。(4)

寛延三年「店卸帳」の見開きには、次の文言が記されている。

覚

一金　七拾両　新右衛門

一金　七拾両　喜兵衛

二口〆百四拾両也
右者両人出シ合金也
午八月

この史料によって秩父本店は、寛延三年八月には主家の矢野新右衛門と別家の矢尾喜兵衛が七〇両ずつ出しあう乗合店であったことがわかる。寛延三年九月の店卸勘定には、「矢野新右衛門預り金ニ引」として新右衛門からの預り金四〇〇両が計上され、これに対しては三七両の利足金が払われているので、新右衛門は別に運用資金も提供したのである。(5) このように矢野新右衛門は出資者であり、矢尾喜兵衛は経営を担当している。実際の開店は、前年寛延二年八月であった。すなわち、大宮郷の書割名主である松本惣左衛門から酒株七九石一斗、造米二〇〇石を年季一五年、借料年一五両の取り決めで借り受け、酒造業をはじめた。(6)

酒造業の初年度の利益は、七四両の純利であった。(7) これが両者の出資金一四〇両に加算されて、次年度の営業元手金二一四両となっている。

寛延三午年九月以後の勘定を記録した翌宝暦元未（一七五一）年九月一二日付の勘定には、酒勘定の他に「見世商内」、「質物利」、「切賃入」などの項目があげられているので、開店後二年目から小売業や質屋業、それに両替商的な業務もはじめていたことがわかる。さらに宝暦二申年九月付の勘定には「古手」の勘定が立てられているので、古着の取り扱いも開始されたことを知ることができる。

一年間の勘定記録の記帳が「店おろし」という言葉を使って正月に行われるようになるのは、開店後四年目の宝暦二申年の勘定を記した宝暦三酉年正月の記帳からである。このときの勘定記録を例示しておこう。記帳方法分析の都

合上、必要な項目に番号を振った。

申商内物仕上ケ并ニ店おろし

一　九百廿六両一分	五百六十五文	仕入
一　七百九両一分	四百八拾七文	売立
一　弐百六拾両一分	九百七拾文	残物
弐口〆　九百六拾九両二分	壱〆四百六十一文	
右差引　四拾三両一分	八百九十二文	利

古手

一　四拾六両三分	八拾七文	仕入
一　四拾四両ト	八百三十六文	売立
一　六両二分二朱	八十四文	残物
弐口〆　五拾両三分	三百名七十二文	
右差引　四両ト	二百八十壱文	利
一　四拾七両二分	七拾七文	右商物利
一　三両ト	弐百文	流売利

一　拾七両三分　弐百八十八文　利足金入
一　壱両二朱　九十弐文　切賃入
①　四口〆　六拾九両二分　六百六拾五文
内　弐拾両　四百両半年分利足金ニ引
又　三拾八両二朱　三百廿九文　小遣ニ引
②　弐口〆　五拾八両二朱　三百廿九文
③　右指引　拾壱両一分　八百八十四文　過上
一　拾両壱分壱朱　八拾八文
右ハ未質物請残
一　百八拾六両　四拾六文
右申質物請残
一　五拾四両壱分　百壱〆四百七十八文　有金
一　弐百六拾七両　五百拾文　商内物残高
一　六両弐分　内　百三十壱文取　大豆仕入
一　弐拾弐両　四百五拾九文　流残物
一　弐百七拾三両三分　九百四拾六文

右ハ酒有物仕入

七口〆　八百拾九両三分一朱　百三〆四百八文

四〆四百文替

此金　廿三両一分三朱　弐百八十文

④ 金合　八百四拾三両壱分　弐百八拾文

⑤ 内　百九拾九両三分　五百六拾文　仕入金引

又　弐拾両　四百両半年分利足金ニ引

又　六百拾弐両　五百七拾文　所々かり金ニ引

⑥ 三口〆　八百参拾弐両　三拾四文

⑦ 右指引　拾壱両壱分　弐百四十六文　過上

⑧ 一金　弐百拾壱両　八百拾文

右ハ酉年仕入金也　改人

新右衛門印

喜兵衛印

酉正月

①は、店小売、古手、質屋業、両替手数料などによる収益、六九両二分と銭六六五文である。費用として預かり金の利子と「小遣ニ引」（経費）の合計、五八両二朱と銭三二九文が②にあげられている。①から②を差し引いて、③に過上（純利益）として一一両一分と銭八八四文を算出している。以上は損益計算書である。

④の八四三両一分と銭二八〇文は、残り物や有り金など借り方（資産）の合計であり、⑥の八三二両と銭三四文は、預かり金や期首の仕入金⑤などの貸し方（負債と資本）の合計となっている。④から⑥を差し引きして、純利益は⑦に一一両一分と銭二四六文というように算定している。これが貸借対照表を構成していることは明らかである。そして期首の仕入金⑤と純利益⑦を加算して、⑧二一一両と銭八一〇文を翌年の「酉年仕入金也」と算出しているのである。

以上のことから、次の二つのことを指摘できる。一つは、店卸帳という決算書が、損益計算書と貸借対照表によって構成され、損益計算書の純利益と貸借対照表の純利益との間には、銭勘定において六三八文の差異があるものの、矢尾家が開店当初から複式簿記の原理を使って勘定記帳していたという事実である。同じ日野出身の中井源左衛門家が、複式簿記の水準に達したのは明和年間といわれるから、矢尾家は中井家に優るとも劣らぬ早い時期から複式簿記を採用していたことになる。(8) 初代は矢野新右衛門家の別家として開店したので、矢野家への奉公時代にこうした簿記技術を会得したものと考えられるが、矢野家の勘定帳の調査を俟たなければ、現段階で会得の方法を確定できない。

二つ目は、仕入金が資本金、純資産の性格をもっているということである。「店卸帳」では、「仕入金」は、かならず貸借対照表の貸し方の項に、前年の期末の「仕入金」が記されている。勘定末尾には、この前年末仕入金と当期の純利益が合算されて、次年度の「仕入れ金也」と記されて勘定記帳が終了している。したがって、仕入

金として挙げられた金額は、仕入れ可能額という表現上の意味以上に、次年度の元本であり、事実上の営業資本金、営業純資産額と考えることができるのである。

第二章　蓄　積　過　程

第一節　純資産の推移

第1表は、店卸帳の収益各部門を、店方利・古手利・利足金・質利・流質売請利・酒利・絹利・買置米利・両替利・醤油利に大別し、その合計を収益合計とし、純資産としての仕入金、当期純資産としての純利益の増減を加えて表示したものである。**第1図**は、この純資産の推移をグラフ化したものである。期間は、開店翌年の寛延三（一七四九）年から合資会社形態に移行する前年の明治四三（一九一〇）年までの一六一年間である。「店卸帳」「大福帳」の記帳の仕方は、前述した複式簿記の手法で一貫して行なわれている。ただ建てられた項目に、経営の変化を反映して若干の変動があるのみである。

まず純資産の推移をみると、弘化二（一八四五）年までは減少した年が一四あるものの、ほぼ順調に増加している。寛延三年の二一四両にはじまって、純資産が一〇〇〇両台に乗るのは、八年後の宝暦八年である。初めて二〇〇〇両に上るのは、それから九年後の明和四（一七六七）年であるから順調な滑り出しといえるであろう。以後、長い停滞期があって三〇〇〇両となるのは、さらに二八年後の寛政七（一七九五）年である。天明飢饉を含む期間であり、当期純資産の減少は五つの年に上る。しかも当期純資産の増加があっても、増加額は数十両にとどまっている。

その後、文化三（一八〇六）年にはじまる四〇〇〇両台を経て、文政四（一八二一）年に五〇〇〇両台に入ると、蓄積の歩調は加速度的に速まる。文政一一年には早くも七〇〇〇両となり、天保三（一八三二）年の八〇〇〇両台突入

第１表　秩父本店の収益と純資産

年	店方利	古手方利	利足金	質利	流質売請利	酒利	絹方利	買置米利	両替利	醬油利	収益合計	期末純資産(次年店仕入金)	純利益増減
寛延３年午(1750)	39			22		155			2		220	214	0
宝暦１年未(1751)	38	0		21	1	96			1		161	199	-14
２年申(1752)	43	4	17		3				1		69	211	11
３年酉(1753)	48	5	37		9	116			2		218	257	46
４年戌(1754)	54	6	38		8	257			3		378	451	194
５年亥(1755)	88	4	43		9	173			2		322	560	108
６年子(1756)	85	6	71		10	198			2		374	719	158
７年丑(1757)	99		71		13	217			1		404	926	135
８年寅(1758)	107	5	70		16	235			2		437	1,061	134
９年卯(1759)	96	11	73		12	173			2		371	1,101	40
10年辰(1760)	38	12	73		8	223			2		358	1,144	42
11年巳(1761)	114	4	77		9	346			3		557	1,387	243
12年午(1762)	177	5	83		11	307			2		590	1,642	254
13年未(1763)	60	3	94		9	190			3		461	1,765	123
明和１年申(1764)	129	21	124		16	181			3		477	1,842	76
２年酉(1765)	77	19	135		20	223			2		475	1,933	91
３年戌(1766)	43	34	147		13	215			3		458	1,993	59
４年亥(1767)	65	32	26	152	6	210			3		495	2,061	68
５年子(1768)	88	20	45	144	-4	156			2		453	2,065	4
６年丑(1769)	51	14	23	135	16	155			2		399	2,071	5
７年寅(1770)	31	5	30	150	16	154			1		390	2,014	-56
８年卯(1771)	68	18	60	124	16	125			1		414	2,057	43
安永１年辰(1772)	84	28	57	118	31	86			2		411	2,106	49

2年巳(1773)	125	27	49	111	25	123			2		466	2,137	31
3年午(1774)	24	34	48	101	33	90			2		335	2,095	-42
4年未(1775)	100	31	47	97	26	162			2		473	2,156	60
5年申(1776)	66	16	63	121	4	203			1		479	2,156	0
6年酉(1777)	46	21	52	130		217					469	2,171	15
7年戌(1778)	84	35	49	117	3	258					537	2,263	91
8年亥(1779)	82	26	35	111	19	178					457	2,283	20
9年子(1780)	111	29	33	121	23	187					509	2,370	86
天明1年丑(1781)	110	25	37	111		225					520	2,372	3
2年寅(1782)	133	32	30	99	9	184			1		489	2,429	57
3年卯(1783)	101	41	38	105	2	250					539	2,474	45
4年辰(1784)	91	35	34	103		34					300	2,283	-191
5年巳(1785)	94	49	33	124		180		-3			479	2,281	-2
6年午(1786)	228	76	29	120	11	244					711	2,485	204
7年未(1787)	92	54	45	135	7	213					550	2,532	47
8年申(1788)	122	53	20	132	25	206		2			562	2,607	75
寛政1年酉(1789)	135	54	30	135	24	143		11			536	2,663	55
2年戌(1790)	53	40	18	119	20	197		-3			445	2,627	-36
3年亥(1791)	142	53	21	127	34	229		5			626	2,742	115
4年子(1792)	143	42	30	146	15	160					542	2,754	11
5年丑(1793)	167	50	30	146	20	226					649	2,880 2,926	125
6年寅(1794)	165	131	8	150	14	171					639	2,974	48
7年卯(1795)	178	144	9	174	7	200					715	3,083	109
8年辰(1796)	152	151	-1	190	1	193					689	3,181	97
9年巳(1797)	152	134	11	235	-60	166					642	3,235	53
10年午(1798)	148	138	11	243	-3	179					715	3,332	97
11年未(1799)	238	153	43	237	-9	210					875	3,566	234
12年申(1800)	193	174	59	301	-39	200					892	3,696	129
享和1年酉(1801)	147	124	68	282	-20	205					807	3,565	-129

2年戌(1802)	46	104	63	313	-20	210					715	3,492	-72
3年亥(1803)	156	82	53	274	30	221					825	3,630	138
文化1年子(1804)	170	84	64	255	72	214					861	3,825	195
2年丑(1805)	191	90	80	259	56	210					890	3,996	170
3年寅(1806)	157	83	67	254	32	288					883	4,224	227
4年卯(1807)	227	103	38	273	31	241					915	4,469	245
5年辰(1808)	284	170	3	277	40	203					979	4,700	230
6年巳(1809)	140	20		276	22	140					599	4,509	-191
7年午(1810)	158	48		321	7	211					747	4,510	1
8年未(1811)	89	68		276	26	185					647	4,529	19
9年申(1812)	152	84		260	55	137			1		692	4,588	58
10年酉(1813)	98	90	9	239	77	135			1		652	4,581	-6
11年戌(1814)	152	73	1	241	78	178			1		727	4,677	95
12年亥(1815)	-165	75	8	228	68	232					448	4,513	-163
13年子(1816)	164	40	5	263	56	221					751	4,629	116
14年丑(1817)	180	45	14	227	34	215			1		719	4,707	78
文政1年寅(1818)	165	43	15	213	61	205					705	4,765	57
2年卯(1819)	170	50	2	196	78	225					724	4,796	30
3年辰(1820)	272	47	20	186	92	263		6	1		889	4,915	119
4年巳(1821)	185	48	25	209	70	227	10	6			783	5,041	126
5年午(1822)	192	63	24	242	91	314	26				954	5,246	204
6年未(1823)	222	65	27	252	81	324	33	33			1,039	5,526	279
7年申(1824)	222	82	39	266	99	398	55	8			1,171	5,786	260
8年酉(1825)	246	83	29	250	102	359	59	21			1,152	6,084	298
9年戌(1826)	247	86	47	269	102	394	91				1,239	6,409	325
10年亥(1827)	248	97	70	303	117	451	115				1,404	6,811	401
11年子(1828)	298	91	67	295	118	395	115	23			1,405	7,199	387
12年丑(1829)	188	95	57	298	121	445	117				1,324	7,400	201
天保1年寅(1830)	208	87	111	293	120	396	148	17			1,385	7,646	246

2年卯(1831)	134	65	148	315	106	442	110			1,323	7,924	278
3年辰(1832)	65	83	123	332	124	468	102			1,301	8,156	231
4年巳(1833)	197	100	118	339	125	456	150	29		1,518	8,565	409
5年午(1834)	256	78	143	302	118	430	166			1,497	8,955	389
6年未(1835)	250	73	182	364	130	415	172	14		1602	9,386	430
7年申(1836)	354	51	118	324	127	522	160	9		1,668	9,405	19
8年酉(1837)	135	56	108	320	181	204	112			1,117	9,443	37
9年戌(1838)	123	98	117	321	174	333	207	-63		1,312	9,624	180
10年亥(1839)	179	78	94	309	141	213	206	18		1,240	9,735	111
11年子(1840)	200	95	156	334	148	344	78	26		1,383	9,936	200
12年丑(1841)	151	-268	132	365	157	332	223			1,093	9,819	-116
13年寅(1842)	-5	24	96	309	94	147	-320			346	9,410	-409
14年卯(1843)	192	95	65	336	110	140	152	15		1,108	9,446	36
弘化1年辰(1844)	201	86	75	345	107	222	167			1,208	(9,167) 3,911	-279
2年巳(1845)	251	114	27	323	212	210	174			1,314	4,046	134
3年午(1846)	190	105	8	349	151	261	182			1,250	4,211	165
4年未(1847)	212	82	32	350	130	307	-17			1,101	4,256	45
嘉永1年申(1848)	254	88	20	305	136	307	76	9		1,198	4,351	94
2年酉(1849)	334	90	16	348	151	282	150			1,374	4,671	320
3年戌(1850)	397	31	35	321	119	268	210	1		1,385	4,877	205
4年亥(1851)	319	62	51	335	137	209	308			1,424	5,044	166
5年子(1852)	402	338	80	425	138	234	102			1,721	5,506	462
6年丑(1853)	284	74	87	396	110	255	132			1,340	5,723	217
安政1年寅(1854)	413	65	72	400	191	251	304			1,700	6,155	431
2年卯(1855)	550	120	133	347	175	282	190	16		1,816	6,664	509
3年辰(1856)	293	107	154	382	165	223	261			1,588	6,932	268
4年巳(1857)	313	80	172	381	217	339	209	44		1,758	7,184	252
5年午(1858)	314	72	220	415	129	374	199	45		1,767	7,474	289
6年未(1859)	408	67	226	416	196	356	287	69		2,028	7,903	429

万延1年申(1860)	433	3	402	490	216	401	434	104			2,486	8,818	914
文久1年酉(1861)	402	108	215	493	227	502	338	5			2,295	9,375	557
2年戌(1862)	553	166	410	679	245	514	-41				2,529	10,091	715
3年亥(1863)	710	210	423	527	231	599	6				2,710	10,938	847
元治1年子(1864)	541	269	426	626	129	656	100				2,752	11,696	757
慶応1年丑(1865)	1,019	401	523	709	159	959	292	13			4,079	13,413	1,767
2年寅(1866)	1,217		406	596	121	795	44	2			1,967	12,112	-1,301
3年卯(1867)	735		383	533	160	858	113	134			2,919	12,378	265
明治1年辰(1868)	195		216	457	203	762	47	127			2,009	12,000	-378
2年巳(1869)	1,503		535	154	313	792	162	495			3,958	12,824	848
3年午(1870)	801		753	87	280	-286	134	47			1,819	12,650	-173
4年未(1871)	902		613	86	131	546	199	12			2,491	12,918	267
5年申(1872)	1,484		611	62	153	871	-117	35			3,102	13,377	459
6年酉(1873)	932		784	348	102	902	28	248			3,349	13,892	514
7年戌(1874)	968		835	658	92	1,249		36			3,841	14,549	657
8年亥(1875)	271		994	705	146	1,048	1	4	5		3,177	14,785	235
9年子(1876)	909		844	922	426	1,430	6	78	5		4,624	15,832	1,047
10年丑(1877)	951		467	1,202	304	912	5	212	5		4,062	16,600	766
11年寅(1878)	1,657		889	1012	596	1,253	6	110	8		5,535	18,102	1,502
12年卯(1879)	1,661		1,130	941	795	1,377		57			5,964	19,468	1,365
13年辰(1880)	2,853		1,035	1,061	1219	1,444	1	36			7,654	22,138	2,670
14年巳(1881)	2,516		759	919	652	1,324	1	27			6,203	23,666	1,527
15年午(1882)	1,607		598	1,300	429	1,253		20	2		5,213	24,478	812
16年未(1883)	106		215	1,689	640	765					3,418	24,538	59
17年申(1884)	1,571	143	922	1,293	745	549		51			5,277	25,713	1,175
18年酉(1885)	609		1,003	700	781	610		254			3,960	26,074	360
19年戌(1886)	2,698	22	1,106	677	1,281	331	-79	161			6,196	28,067	1,993
20年亥(1887)	3,314	432	910	472	751	761	-9	40			6,672	30,033	1,965
21年子(1888)	2,650	212	2,417	373	522	1,305		2			7,483	32,138	2,105

22年丑(1889)	4,191	258	1,798	513	584	1,227		300	7	3	8,885	34,475	2,336
23年寅(1890)	3,098	68	1,783	601	489	664		400	1	-99	7,009	36,090	1,615
24年卯(1891)	4,774	145	1400	738	657	776		3		-67	8,429	38,229	2,139
25年辰(1892)	6,000	167	1,292	648	793	1,052		261		-178	10,039	38,735	505
26年巳(1893)	5,252	180	1,498	904	532	1,090		92			9,548	39,409	674
27年午(1894)	5,905	166	2,060	1,093	316	1,116		152		108	10,919	42,747	3,337
28年未(1895)	13,608	432	2,727	1,086	347	2,288		42		118	20,651	51,863	9,118
29年申(1896)	6,149	296	3,108	639	119	2,142		37		367	12,860	55,467	3,604
30年酉(1897)	11,599	282	3,525	879	185	1,429		496		563	18,959	62,974	7,506
31年戌(1898)	9,196	257	3,246	861	116	363		8		496	14,546	66,655	3,680
32年亥(1899)	17,107	255	4,034	1165	260	1,713		15		555	25,107	75,267	8,612
33年子(1900)	13,296	232	4,450	1,026	163	2,259				408	21,836	81,275	6,008
34年丑(1901)	12,935	172	6,019	1,264	146	3,178				710	24,426	90,315	9,040
35年寅(1902)	12,530	139	5,654	1,264	219	3,335		553		664	24,362	101,438	11,067
36年卯(1903)	10,724	191	6,121	1,351	260	3,537		126		611	22,924	106,171	4,733
37年辰(1904)	12,987	207	6,052	1,662	303	1,360		138		696	23,409	115,487	9,315
38年巳(1905)	14,120	376	7,603	1,396	371	740		210		1,193	26,012	127,481	11,993
39年午(1906)	17,831	724	7,690	1,581	327	3,415		129		1,644	33,344	143,224	15,742
40年未(1907)	15,874	504	8,170	1,404	243	3,064		269		856	30,387	155,748	12,524
41年申(1908)	15,696	312	9,430	1,113	238	3,451		98		1,390	31,732	168,632	12,883
42年酉(1909)	18,871	195	10,953	1,391	306	3,457		-221		716	35,672	184,469	15,836
明治43年戌(1910)	29,206	430	10,881	1,727	431	995		643		163	44,479	208,452	23,983

店卸勘定帳・大福帳より作成。両未満は切捨て。明治10年以降の単位は円未満切捨て。空欄は勘定の記載が無いか，１両未満の勘定である。
店方利には，繭・大豆・黒大豆・煙草・楮・麻・麻絹の損益が含まれている。
寛政５年については，期末純資産勘定では2,880両となっているが，寛政６年の期末純資産勘定では，寛政５年の期末純資産に相当する期首純資産は2,926両として算定されている。
明治41年～43年の店方利には太織方の収益が含まれている。
マイナス勘定の数字には－をつけた。空欄は数字が記されていない年である。
収益合計のうち，宝暦元年と同12年，弘化４年の分には雑収益１両がそれぞれ含まれている。

を経て、同六年には九〇〇〇両台へと急上昇している。

弘化二（一八四五）年の純資産が、四〇四六両となって半減している事情を、天保六年「店卸帳」は次のように記している。

店仕分ケ覚

一金　五百両　両度入金分
一同　千五拾両　為登金分
一同　八百七拾五両　店用意金弐ツ割分
一同　百六拾六両　普請用意金弐ツ割分
一同　四千五百八拾四両一分　巳正月改仕入金弐ツ割分
一同　百五拾三両一分　小ケ谷村桝屋利右衛門店弐分五厘分
右六口
〆七千三百弐拾八両弐分
一金　六百七拾壱両弐分　旧来ゟ資金売懸金之内見捨分店在金ニ不拘此見積りとして別段相渡ス金高也
右七口
合金八千両也
右者此度矢野新右衛門殿ゟ鈴木忠右衛門殿ヲ以、当店分ケ退之義被相頼候ニ付、当巳四月中相談行届キ、右金高相渡ス候也、為替取證文国本矢喜殿方ニ有、当店ニも其写シ有

内池村
證人　鈴木忠右衛門殿

この史料は末尾の文言から、同郷で同業者の内池村鈴木忠右衛門を仲介者として、共同出資者であった主家の矢野新右衛門家から営業資産分割の要請があり、弘化二年四月に話し合いが決着して証文が作成され、その内容の証文を写したものであることがわかる。この証文の内容についてはすでに別稿で検討したので、[9]ここでは、弘化二年巳正月に改めた前年末の仕入金（純資産）のちょうど半分にあたる四五八四両一分が、約束通り計上されていることを確認しておきたい。以後、秩父本店は矢尾喜兵衛家の単独営業となるのである。

　この分割後も、幕末にかけて確実に純資産は増加し続けた。文久元（一八六〇）年に分割前の水準に回復し、慶応元（一八六五）年には一万三四一三両という江戸時代最高額を記録した。以後純資産は、幕末維新の動乱期を反映して一万二〇〇〇両台に減退し、慶応二年と明治元（一八六八）年、同三年は欠損を出しているものの、大きく惨落することはなく、明

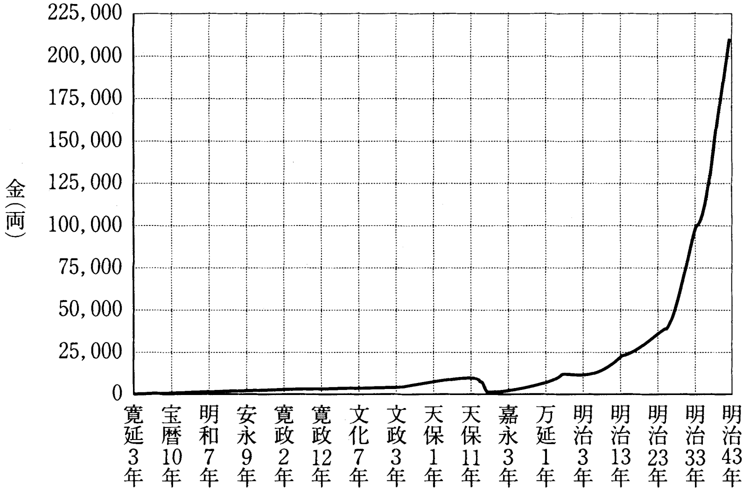

第1図　純資産の推移

明治10年以降の単位は円。

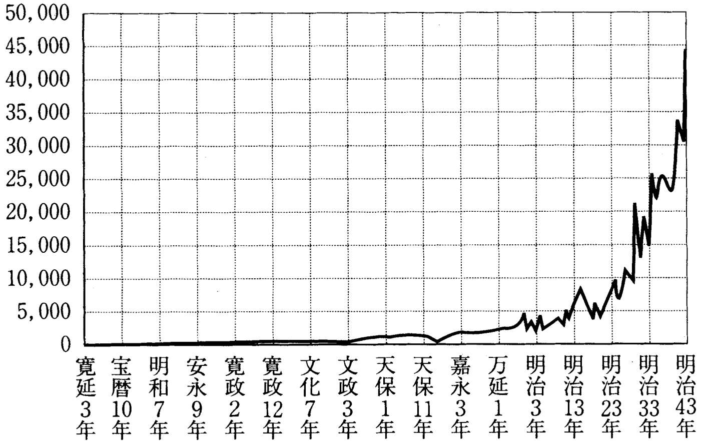

第2図　収益合計

明治10年以降の単位は円。

治元年を底にして漸増傾向を示している。

明治一〇（一八七七）年の勘定から貨幣単位表示が、両表示から円表示の記帳に移行する措置をともないながら、明治一三年には二万円台に達している。さらに松方デフレ期も減少することなく、明治二〇年には三万円となり、同二七年に四万円となった後は加速度的に増加し、同三五年には一〇万円台に乗り、八年後の同四三年には二〇万八四五二円にまで急増している。

以上のような秩父本店の純資産蓄積過程をみると、第一の特徴は、長い年月をかけて着実に伸びていることである。一六一年間に、純資産の減少がみられたのは一七回であり、それも経営に深刻な影響をあたえるものではなかった。とくに明治期の順調な発展が目立っている。

第二の特徴は、純資産が江戸時代においては五〇〇〇両、明治期には四万円を超えると急増する現象を示していることである。資本が一定期間の揺籃期を過ぎると、急速に成長を遂げるという一つの事例を提供しているといえる。

第二節 各営業部門の推移

第2図にみるように、純資産の動向に対応して収益合計も、年によってかなりの変動をともないながらも、傾向としては純資産と同じ増加傾向を示している。それでは、このような順調な蓄積過程はどのような営業活動によってもたらされたのだろうか。前掲第1表のように、秩父店の営業部門は、店卸帳によると利益の記帳の仕方によって、店方利、古手利、利足金利、質利と流質売請利からなる質屋業利、酒利、絹利、買置米利、両替利、醤油利に大別される。

小売業の店方では、小間物・荒物・穀類をあつかっている。そのほか、その時々に繭、大豆、煙草、黒大豆、楮、麻、生麻、麻絹の損益が別記されているが、これらは店方利に合算して掲示した。まず店方利の推移をみると、安永年間までは数十両台の利益であり、天明年間以後百両台に上り、文政から二百両台となり、嘉永から文久にかけて三〜四百両、文久三年から五百両以上の利益をあげている。

ただ、江戸期に欠損を出した年が二回ある。一つは文化一二（一八一五）年の一六五両の欠損である。店卸帳ではこの数字を算出した個所に「支配人小山崎惣五郎」と名前が特記され、さらに付箋が貼られたその上に、「見せ支配人大不埒ニ付暇遣ス」と記されている。この損失は、支配人が解雇されるような不祥事によるものであったことがわかる。天保改革期の天保一三年の店卸でも五両の欠損を筆記し、その横に「絹布御禁制ニ付大下落」と注記している。天保改革による倹約令が影響したのである。

慶応二（一八六六）年から明治一六（一八八三）年までの店方利には、古手の利益も合算されているので、店方の営業の規模を知るために、慶応二年を避けて、店方単独で江戸期最高の利益一〇一九両をあげた慶応元年店方勘定を掲げておこう(10)。

一　万六千六百拾壱両壱朱　　壱〆弐百五拾弐文　　仕入口
一　万三千百八拾四両弐朱　　壱〆九拾弐文　　売立
一　四千九百壱両三朱　　五百拾八文　　残物
外ニ　百両也　　塚本金兵衛質地かし
内　四百五拾五両引　　代呂物引当
一　千百五拾両　　掛金
内　千弐百弐拾両　　用意金引
内　三拾両　　引当年分
引テ百両過
売立残物懸
〆万七千六百三拾両壱分一朱　壱〆六百拾四文
差引　千拾九両壱分　　三百五拾八文　　利

主な項目を拾うと、仕入額は一万六六一一両、売立は一万三一八四両、残物四九〇一両、売掛金一一五〇両であり、売立、残物と売掛金から仕入額を控除して、一〇一九両の利益をあげている。

明治期に入ると、松方デフレの影響が明治一六年の店方に打撃をあたえていることが知られるが、一九年に二〇〇〇円となってから店方利の業績は回復する。二二年には四〇〇〇円となり、二八年にはじめて一万三〇〇〇円に上ると、明治三〇年代から四〇年代初めにかけてほとんど連年一万円台に乗り、合資会社に改組される前年の四三年は二

万九二〇六円を記録している。店方が収益に占める割合は、江戸期には最高の利益をあげた慶応元（一八六五）年でさえ二五％にすぎなかったが、明治一〇（一八七七）年代から二〇年代はじめにかけて三〇～四〇％台を占めるようになり、明治二四年以降、収益額の過半は店方の利益が担っていたのである。

次に古手利をみると、開店早々から些少ながら収益を上げ続けている。明和元年以降は数十両台であるが、寛政六（一七九四）年から文化五（一八〇八）年まで一五年間にわたってほぼ百両台となる。その後再び数十両台に下がり、天保一二（一八四一）年には二六八両の大欠損を出している。これは仕入の半分にしか売上額が達しなかったからであり、天保改革が影響している。その後、古手の利益は数両から数百両の間を変動しながら、先述のように慶応二（一八六六）年から店方利益と合体され、明治一七（一八八四）年から再度分離し、数百円台を上下しながら合資会社設立まで利益を上げ続けている。収益のなかに占める割合は、高いものでも寛政一二（一八〇〇）年一七四両の二〇％を筆頭に、寛政から文化の期間に十数％台を示す程度であり、その他の年は大体において数％の割合である。古手の収益に占める割合は低いながらも、関東の山間地における古手需要は根強く、近江商人の伝統的商品として一貫して取扱われたのである。

利足金による収益は、寛延三年から記録されているので、貸金業は当初からのものであったことがわかる。その金額は、百数十両の利益を挙げた明和元（一七六四）年～三年を除いてほぼ数十両台で推移している。百両台の乗るのは、天保元（一八三〇）年の一一一両からであり、同一二年まで継続してほぼ百両台である。この時期最大の一八二両の利足金をあげた天保六年について、「金銭出入帳」をみると、(11) 一年間で八六口の貸付先からなる利足であったことがわかる（小作料収入二分一朱と両替入三分二朱を含む）。

その後、天保改革期と矢野家との秩父本店分割を経てしばらくは数十両台に減退し、安政二（一八五五）年を境に

再び上昇に転じる。上昇の度合いは二百両台から四百両台へ伸び、慶応元（一八六五）年には五二三両に達している。明治になってからも増加傾向は変らない。明治一二（一八七九）年と一三年に千円台となった後、中だるみの数年を経過し、明治一八年から以後はほぼ一貫して上昇傾向を示している。その金額の収益に占める割合は、店方の収益に次ぐ大きさであり、質利や酒利を凌駕している。このように貸金業を収益の柱としながらも、明治一七年の秩父事件に際して蜂起軍によって「不正ノ行ヲナス者ノ家ニラズ」と認定されていることは[12]、興味深いことであるが、今、矢尾家の貸金業の詳細な分析をする余裕はない。これについては後日を期したい。

次に質屋業の収益である。これは前述のように質利と、流質売請利に集約して掲示した。質利は一貫して独立させて記帳されている。

「質利」の勘定は、寛延三（一七五〇）年から現れ、その金額は二二両であり、翌年は二一両である。開業当初から質屋営業を営んでいたことが確認できる。「質利」は、その後一時勘定から姿を消すが、明和四年から再び現れ、金額は一五二両で登場する。数字の変遷は漸増傾向にあるといってよい。寛政九（一七九七）年に二三五両に達し、天保二（一八三一）年三二五両となり、慶応元（一八六五）年には七〇九両の江戸期最高額に到達する。その後、百両未満に減少した明治三〜五年を底にして再び上昇に転じ、明治二一年前後に減退するものの、三〇年代には千数百円を記録している。

一方、流質売請利は、宝暦元（一七五一）年から「流売出し」と記され、享和三（一八〇三）年から「流請利」となっている。これは文政八（一八二五）年の「流物売請利」や、同一〇年以後の「流質売請利」という表現からもうかがえるように、質流れ品の処分による利益と考えられる。弘化二年からはこの利益は二分され、「流売請利」と「流売利」とに分けて勘定が立てられている。今、両者の利益の内容がどのように異なるのか、その違いを明らかに

できないが、金額は常に「流売請利」の方が「流売利」に対して数倍多い金額である。明治一九（一八八六）年からは「流請利」のみの勘定となる。弘化二（一八四五）年〜明治一八年までの表示の数字は、両者を合体したものである。

この質流れ品からの利益である流質売請利は、宝暦元（一七五一）年一両という僅少な金額から始まり、時には欠損を出しながら数十両の単位にとどまり、文政八（一八二五）年になってようやく一〇二両に達する。その後も微増するのみで、文久二（一八六二）年の二四五両をピークにして江戸期を終えている。明治に入ってからは、明治一〇（一八七七）年〜一七年にかけて千数百円に達したのみで、以後は漸減傾向になる。

質利と流質売請利を合計した質屋業全体としての利益動向をみると、江戸期から明治一九年までは収益合計の三〇％前後を占めて大きな収益力をもつ部門であったことがわかる。明治二〇年以降は、その比率は急速に低下し、やがて五％余に低下していく。

酒利は、当初から利益をあげ、各部門の中でも群を抜いて収益を支える柱であった。利益額そのものは、文政四（一八二一）年まで百両台から二百両台で推移し安定している。その後は三百両から四百両台に上昇し、天保七（一八三六）年には五二三両を記録したこともある。明和四（一七六七）年に質利が計上されるようになった後、この時期までの酒造部門は収益の三〇％前後をまかなっていた。天保改革期に利益は百両台に落ち込んだ後、幕末期にかけて増加し、慶応元（一八六五）年にはこれまでで最高の九五九両の利益を上げている。収益に占める割合は多い場合は四〇％を超えるときもあった。

明治になってからの利益の変動幅は大きい。明治十年代までは、欠損を出した明治三（一八七〇）年を例外として、少ない年は一九年の三三一円、多い年は一三年の一四四四円というように変動は大きく、酒造業の利益は常ならない。

それにともなって収益のなかでの比率も五%~三〇%というように変動する。二十年台以後も三一年のように三六三円という低い利益のときもあるが、概して千円台から三千円台の利益を上げている年が多い。明治に入ってからの酒造部門の収益に占める比率は、他部門の利益増大によって経年とともに低下しながらも一〇%台は維持している。紙幅の関係上、矢野家の酒造業分析についても他日を期している。

その他の部門の様相もみておこう。絹利は、文政四(一八二一)年の一〇両の利益からはじまる。金額的にみて、実質的には明治初年で取引は終わったとみてよいであろう。天保一一(一八四〇)年には秩父絹買継仲間に加入しているることが分っているので[13]、秩父絹の取引利益を計上したものとみられる。文政一〇年から百両台となり、万延元(一八六〇)年には最高の四三四両の利益を上げているが、天保一三年の三二〇両の欠損はじめ、損失を出した年も明治五年までで四回あり、利幅の変動は大きい。収益部門としては、一〇%前後を占めている。

買置米利の中身はほとんど米であるが、天保一一年のように「煙草」「木附木」の場合や、安政四年の「買置口糸米之利」という場合もある。文政三年の六両にはじまる買置米利は、一〇四両という最大の利益を上げた万延元年の場合でも収益合計のなかの五%であり、秩父本店の営業規模からするときわめて僅少なものに過ぎない。明治になってからも収益に占める割合は、多い場合でも五%余である。

「切賃入」あるいは「両替入」と記された両替利は、十両に満たない極めて些少な金額である。それは秩父本店が、両替業的な業務に従事することもあったことの証左以上のものではない。

醬油利は、明治二二(一八八九)年から始まる。最初欠損が続いたが、二七年から利益が上がるようになり、数百円から一時千円台を超える場合も見られた。現在のところ、醬油生産に関す史料は見つかっていないので、醬油醸造にみずからたずさわったとは考えられない。日野出身で、群馬県大間々に醬油醸造業を営む岡宗一郎家の得意先史料

のなかに、矢尾喜兵衛の名前を見つけることができるので、岡家の醤油を販売していたことも考えられる。

むすび

寛延三（一七五〇）年から明治四三（一九一〇）年にいたる矢尾喜兵衛家の秩父本店の店卸帳を分析して、明らかになったことは次の三点である。

第一点は、秩父本店では、この一六一年の長い期間にわたって、ほぼ同じ形式で店卸勘定が記録されていて、しかも勘定記帳には、開店の当初から純利益を、損益計算書と貸借対照表の形式を踏んで二度算出するという、複式簿記の原理を導入していることが明らかになったことである。これは、近江商人としては中井源左衛門家、外村与左衛門家（外与）[14]、外与の分家である外村宇兵衛家（外宇）[15]に続いて見出された複式簿記の記帳といえる。導入の時期は、中井は明和期、外与は天明期、矢尾は宝暦期というように、いずれも一八世紀後半である。中井家と矢尾家は蒲生郡日野の出身であり、外村は神崎郡金堂の出身である。これらの商人達の間での勘定記帳の技術についての伝習機会の有無は、今後の興味深い課題である。湖西の小野善助家の勘定も複式簿記形式であったことがすでに指摘されている[16]。今後もし、蒲生郡八幡商人についても複式簿記形式による勘定記帳が見出されるならば、近江帳合の存在ということが現実になるであろう。

第二点は、「仕入金」と表現されている営業元手金としての純資産の蓄積状況が、なだらかに上昇するというより、江戸期であれば五千両、明治期であれば四万円の大台を超えると急増するというように、段階的に増加していることである。長期間の蓄積過程を追究することによって、資本には一定の揺籃期のあることが分かる事例である。

第三点はこれらの蓄積は、万小売業の店方、貸金業、質屋業、酒造業を主要な営業部門としながら、その他に特産

品の秩父絹、買置米、両替業務、醤油取引なども手がけ、僅少な利益の機会も逃さない周到な商略によって築かれたものであったことである。多様な営業種目は、山に囲まれた秩父盆地という社会的経済的環境に合致した経営手法であったといえる。

付記

本稿作成にあたり、平成一二～一三年度の科学研究費補助金（基盤研究(C)、課題番号一二六三〇〇九一）と平成一三年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けた。

註

(1) 矢尾家の歴代当主については、拙稿「近江商人　矢尾喜兵衛家の年中行事と作善―武州秩父店の場合」（同志社大学『経済学論叢』第四七巻第四号）を参照のこと。
(2) 『近江蒲生郡志』巻五（一九二二年刊）・『近江神崎郡志稿』上巻（一九二八年刊）・『近江愛智郡志』巻参（一九二九年刊）。
(3) 寛延三年「店卸帳」（矢尾家文書史料番号――以下省略――#３００１―２）・安永二年「店卸帳」（#３００６―１）・天保六年「店卸帳」（#３０７６）・明治三三年「大福帳」（#３５４２）。
(4) 「店卸惣勘定目録」は、天明三～七年（#３００９～#３０１３）と寛政七年（#３００８）の分が残っている。
(5) 前掲、寛延三年「店卸帳」（#３００１―２）。
(6) 矢尾利兵衛『矢尾家略歴第一・二・三代　上編』（私家版、一九二三年）。
(7) 前掲、寛延三年「店卸帳」（#３００１―２）。
(8) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』（雄山閣、一九六五年）八四八頁。
(9) 拙著『近代近江商人経営史論』（有斐閣、一九九七年）五二～三頁。

(10) 前掲、天保六年「店卸帳」（#3076）。
(11) 「金銭出入帳」（#3075）。
(12) 『秩父暴動事件概略』（矢尾直秀氏所蔵）。
(13) 前掲、矢尾利兵衛『矢尾家略歴第一・二・三代　上編』。
(14) 拙稿「商人資本の蓄積過程—近江商人外村与左衛門家の場合」（同志社大学『経済学論叢』第五二巻第三号）。
(15) 上村雅洋『近江商人の経営史』（清文堂、二〇〇〇年）四一八～九頁。
(16) 河原一夫『江戸時代の帳合法』（ぎょうせい、一九七七年）二四九～五四頁。